長　第　７　７　１　号
平成２５年　２月１９日

各指定（介護予防）訪問介護事業所　管理者　様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課長（公印省略）

２級課程修了者であるサービス提供責任者を配置する指定（介護予防）訪問介護事業所の減算について

このことについて、平成２４年３月３１日現在、現にサービス提供責任者として従事している者については､平成２５年３月３１日までに介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員基礎研修課程若しくは１級課程の修了が「確実に見込まれる」旨を都道府県知事に届け出た場合は、平成２５年３月３１日までの間に限り減算の適用を受けないこととする経過措置が設けられたところでありますが、平成２５年３月３１日をもって当該経過措置が終了することとなります。

つきましては、平成２５年３月１日以降で１日でも２級課程修了者をサービス提供責任者（ただし、平成２５年３月３１日までに介護福祉士の資格を取得できない者又は実務者研修等を修了できない者に限る。）として配置している場合は、平成２５年４月以降に提供された全ての指定（介護予防）訪問介護費が減算されることとなりますので、該当する事業所については、介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行ってください（減算基準については裏面を御覧下さい。）。

１　提出期限　**平成２５年３月２９日（金）**
＊平成２５年４月以降に２級課程修了者をサービス提供責任者として配置した場合は、配置した月の末日まで

２　提出先　**各振興局健康福祉部保健福祉課（串本支所地域福祉課）**

３　提出書類　・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）
・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１及び別紙１－２）
・勤務形態一覧表（別紙７－１　届出月のもの）

＊それぞれの様式については、県庁長寿社会課ホームページ『きのくに介護ｄｅネット』（http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/）に掲載していますので、御参照の上、提出書類を作成して下さい。

参考（厚生労働省通知より抜粋）

① 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、「サービス提供責任者の任用要件として、「**３年以上介護等の業務に従事した者であって、２級課程を修了したもの**」を定めているところであるが、**この要件については暫定的なもの**である」とされており、**サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消する**こととしている。このため、**２級課程修了者であるサービス提供責任者を配置する事業所に係る訪問介護費を減算する**こととしたところであり、当該者を配置する指定訪問介護事業所は、**早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努める**こと。

② 本減算は、**１月間（暦月）で１日以上、２級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している事業所**について、**当該月の翌月に提供された全ての指定訪問介護に適用**となること。ただし、**当該サービス提供責任者が月の途中に介護福祉士**（介護福祉士試験の合格者を含む。）**又は実務者研修若しくは介護職員基礎研修課程若しくは１級課程を修了**（全カリキュラムを修了している場合、必ずしも修了証明書の交付を求めない。）**した者となった場合**については、**翌月から減算は適用されない**こと。また、配置時点で介護福祉士等である者についても、本減算の適用対象者とならないこと。

例１：２級課程修了者であるサービス提供責任者が、月の途中に介護福祉士等（※）となった場合

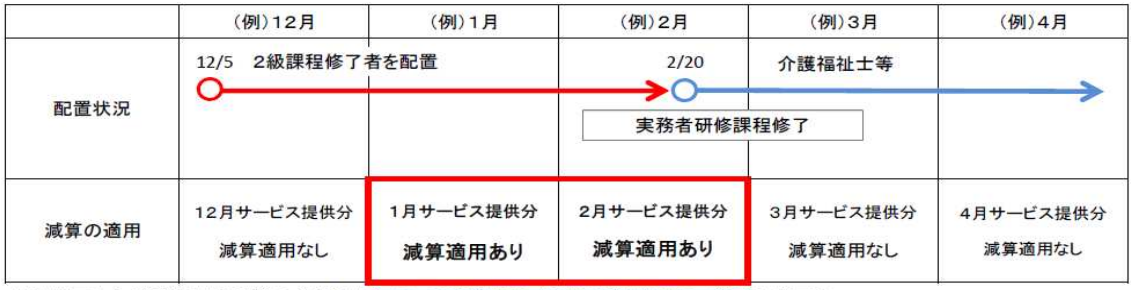

※介護福祉士（介護福祉士試験の合格者を含む）、実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者

例２：２級課程修了者であるサービス提供責任者が退職し、新たに介護福祉士等（※）を配置した場合

※介護福祉士（介護福祉士試験の合格者を含む）、実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者